

北茨城市民病院事業公告第11号

北茨城市民病院一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年11月15日

北茨城市民病院事業管理者 田淵 崇文

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 入札件名 | 一時的使用ペーシング機能付除細動器 2台 購入 |
| (2) 規格・数量・仕様 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 北茨城市民病院 手術室及び血管撮影室
茨城県北茨城市関南町関本下1050番地 |
| (4) 納入期限 | 令和7年2月28日 |

2 開札の日時及び場所等

- | | |
|--------|-------------------------|
| (1) 日時 | 令和6年12月13日（金）午前10時00分から |
| (2) 場所 | 北茨城市民病院 地下1階カンファレンス室 |

3 入札の方法 一般競争入札（郵便入札）

4 一般競争入札参加資格要件

一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県及び茨城県内市町村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けているものであること。
- (4) 北茨城市物品調達及び委託業務等に係る指名希望業者資格審査要項（平成元年2月7日北茨城市告示第4号）（以下、「要項」という。）に基づく、令和5・6年度北茨城市物品調達及び委託業務等入札参加有資格者名簿に、「医療用器具類」を営業種目として搭載されている者であること。ただし、要項に基づく資格取消の措置を受けている者でないこと。
- (5) 北茨城市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号又は同条第3号の規定する

者でないこと。

- (6) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給等について、当院の求めに応じて適切かつ迅速に対応できる体制が確立されており、長期にわたって安定して提供することが可能であること。

5 入札説明書等の閲覧期間及び場所

入札説明書等は、北茨城市民病院のホームページに掲載するものとする。

(1) 期間

入札公告の日から令和6年12月13日（金）まで

(2) URL

<https://kitaibaraki.info/>

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者又はその代理人は、書面により入札参加資格の確認を受けなければならない。

7 入札書の提出方法等

競争入札参加者又はその代理人は、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月12日（木）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出方法

ア 入札書（様式第5号）に必要事項を記入のうえ封筒に入れて提出すること。

イ 提出は一般書留又は簡易書留による郵送とし、持参又は普通郵便による提出は認めない。

ウ 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え又は撤回することができない。

エ 誓約書（様式第6号）を必ず同封すること。

オ 入札価格の根拠となる積算内訳書（任意様式）を必ず同封すること。

(3) 提出先

〒319-1711

茨城県北茨城市関南町関本下1050番地

北茨城市民病院事務部総務課

電話 0293-46-1121（代表）

FAX 0293-46-6526

メールアドレス by-soumu@city.kitaibaraki.lg.jp

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札について不正の行為があったもの
- イ 競争参加資格がない者が行ったもの
- ウ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたいもの又は記名押印のないもの
- エ 入札書を2通以上提出したもの
- オ 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- カ 持参、電子メール、ファクシミリ及びその他の方法により提出されたもの
- キ 指定の日時までに指定の郵送方法により提出されなかったもの
- ク 申請書又は資料に虚偽の記載をしたもの
- ケ 一般競争入札参加資格確認書により参加資格があると認められた者が、資格確認の日から開札までの間に、要項に基づく資格取消の措置を受けた場合
- コ 入札条件に違反した場合

10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) くじ引きにおいて、競争入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札関係職員ではない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいないときは、再度入札に移行する。再度入札は、入札執行者が指定する日までに、7(1)の方法により行う。

11 入札の辞退

競争入札参加者又はその代理人が入札を辞退する場合は、必ず開札日時前までに担当部署宛に辞退届（様式第7号）を提出すること。

12 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合には、入札を中止する。この場合に生ずる損害は入札者の負担とする。

- ア 競争入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

13 契約書作成の要否

要

14 支払条件

物品の納品後一括払い

15 その他

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、北茨城市財務規則（平成元年規則第10号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 入札をした者は、入札後において、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) その他、不明の点については次に照会すること。
7（3）に同じ。